

南伊勢町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	10,925人	千円 10,743,115	千円 208,739	千円 1,578,371	16.1%	16.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 183	千円 659,291	千円 52,381	千円 249,738	千円 961,410

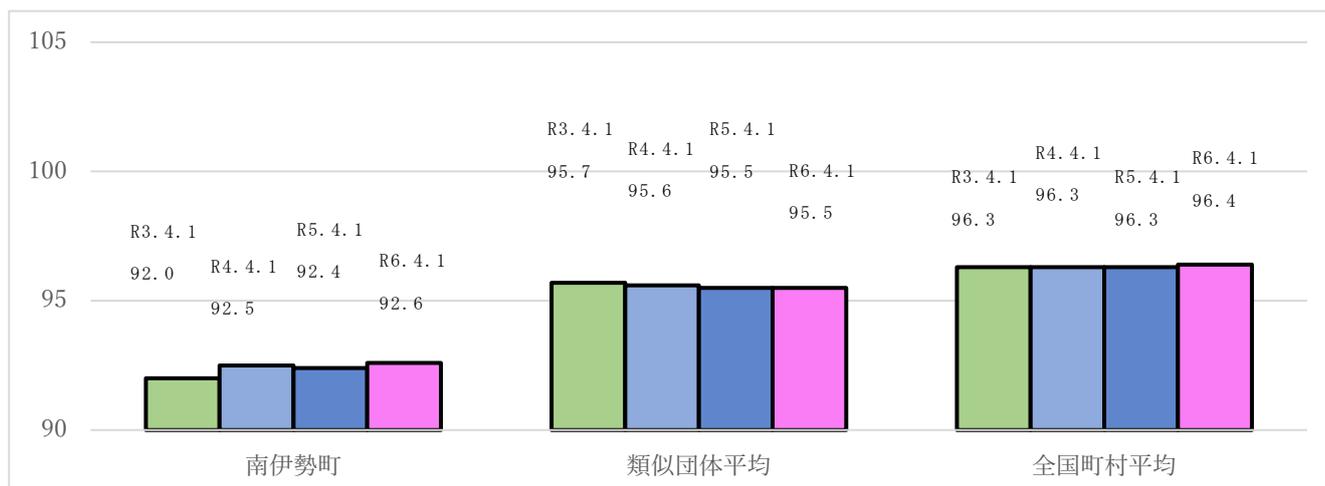
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,254	千円 5,532

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- | | |
|---|---|
| ① | — |
| ② | — |
| ③ | — |

(4) 給与改定の状況 人事委員会を設置していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)【特例による医師及び歯科医師に対する支給割合】国基準16%に対し、当町においても16%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南伊勢町	43.2歳	307,000円	344,100円	323,900円
三重県	43.5歳	331,132円	420,711円	369,704円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—
類似団体	41.8歳	305,642円	350,143円	330,782円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
南伊勢町	53.2歳	30人	264,100円	290,700円	277,000円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.3歳	12人	267,497円	300,090円	289,036円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	0.95
うち学校用務員	63.3歳	2人	194,600円	202,734円	201,700円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	0.83
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	6人	281,027円	304,160円	293,976円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
南伊勢町	—	—	—
うち清掃職員	4,981,494円	4,376,300円	1.14
うち学校用務員	3,365,384円	3,297,300円	1.02

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		南伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	205,300円	196,200円
	高校卒	166,600円	173,800円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	－	－
	中学卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

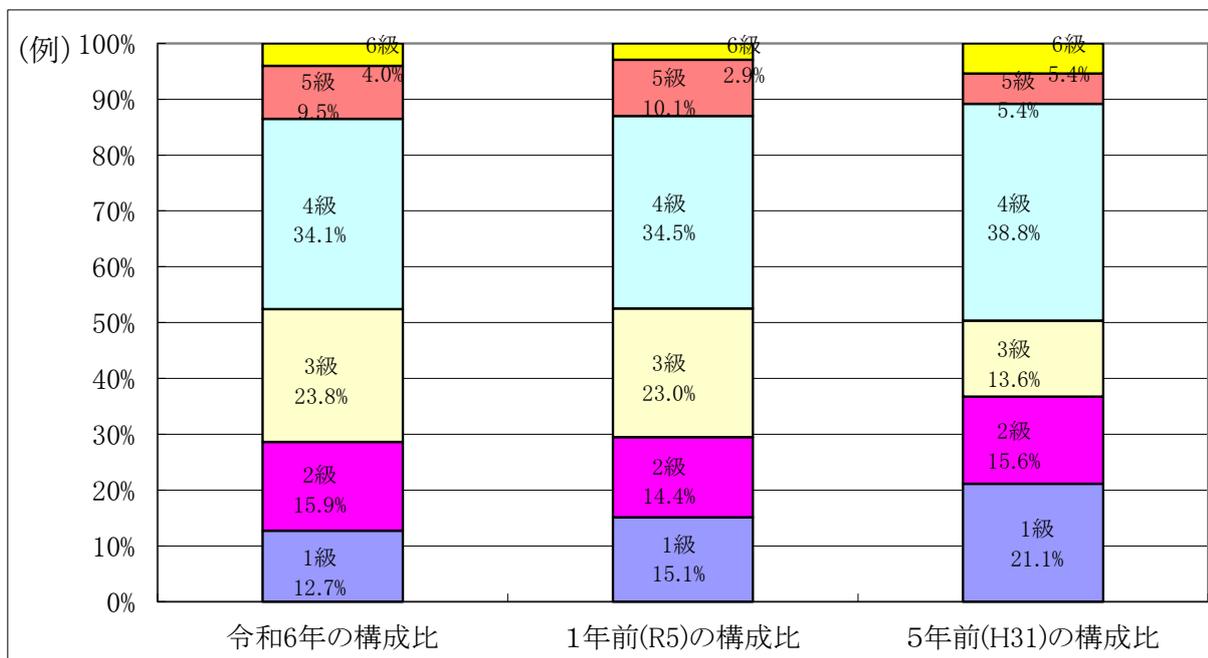
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,100円	349,900円	369,100円	385,800円
	高校卒	229,100円	246,800円	301,700円	349,200円
技能労務職	高校卒	243,300円	268,500円	277,100円	288,200円
	中学卒	－円	－円	－円	－円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

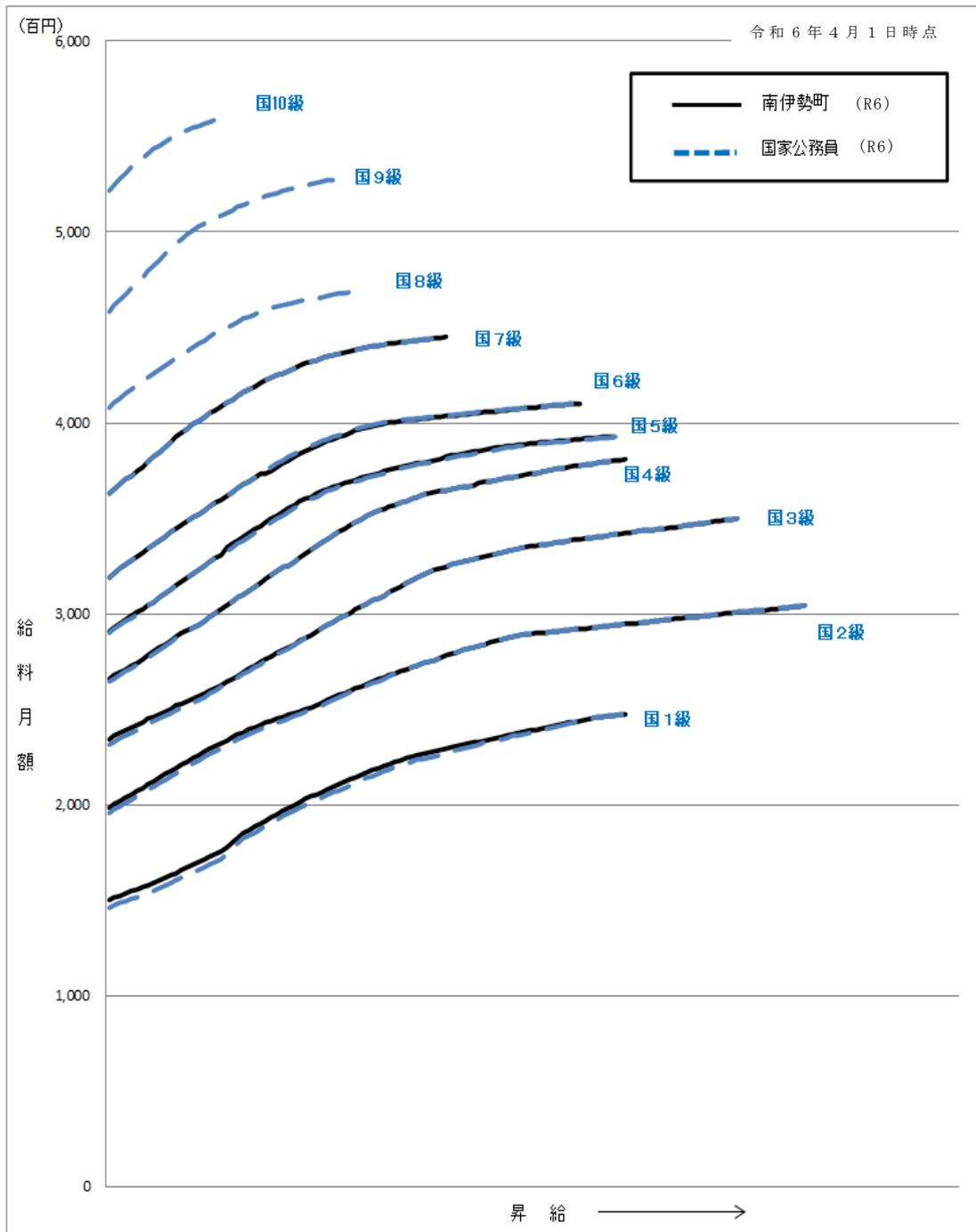
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員	16人	12.7%	162,100円	249,400円
2級	職員	20人	15.9%	208,000円	305,200円
3級	主査	30人	23.8%	240,900円	351,000円
4級	主任、係長、園長	43人	34.1%	271,600円	382,000円
5級	課長 またはこれに相当する職務	12人	9.5%	295,400円	394,000円
6級	相当の経験を有する課長	5人	4.0%	323,100円	411,300円

- (注) 1 南伊勢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南伊勢町	三重県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,425千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,713千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

南伊勢町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
割増率(2～45%)			割増率(2～45%)		
1人当たり平均支給額 816千円 20,374千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在） 支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度実績）	19,813 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	125 千円
支給実績（4年度実績）	25,608 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	133 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・16～22歳の子に対し5,000円加算	同じ		18,340千円	235,128円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払している職員に支給（借家）最高支給限度月額28,000円	同じ		3,156千円	242,800円
通勤手当	交通機関（限度額）55,000円 交通用具（限度額）40km以上 31,600円	同じ		25,083千円	145,832円
管理職手当	課長、課長相当職 28,000円 専門監、センター長 18,000円 園長 12,000円			6,576千円	313,143円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 900,000 円 / 639,000 円
	副 市 区 町 村 長	550,000 円 () 円	720,000 円 / 550,000 円
報 酬	議 長	300,000 円 () 円	340,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	240,000 円 () 円	275,000 円 / 196,000 円
	議 員	220,000 円 () 円	243,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(5年度支給割合) 4.50 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.65 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×41.6/100 14,377千円 任期ごと 給料月額×在職月数× 25/100 6,600千円 任期ごと	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

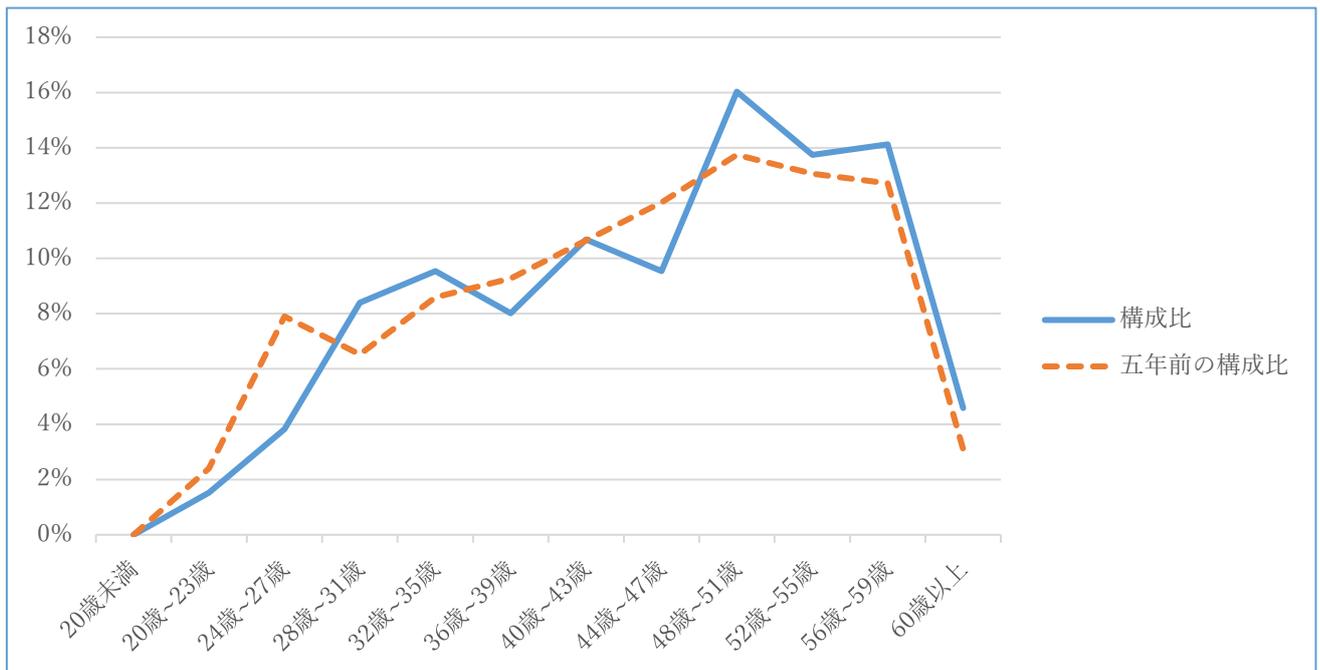
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	欠員不補充
		総務	35	40	△5	
		税務	7	7	0	
		農林水産	17	13	4	
		商工	6	6	0	
土木		10	12	△2		
民生		60	61	△1		
衛生	28	30	△2			
	計	167	173	△6	<参考> 人口1万当たり職員数 152.86人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.31人)	
	教育部門	10	10	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	177	183	△6	<参考> 人口1万当たり職員数 162.01人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 128.81人)	
公営企業事業計等部門	病院	62	62	0	業務増(介護保険業務)	
	水道	4	4	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	14	12	2		
	小計	85	83	2		
合計		262 [376]	266 [376]	△4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 239.82人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	10人	22人	25人	21人	28人	25人	42人	36人	37人	12人	262人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	191	183	187	182	173	167	-24 (△13%)
教育	18	14	12	11	10	10	-8 (△44%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	209	197	199	193	183	177	-32 (△15%)
公営企業等会計計	82	87	87	83	83	85	3 (4%)
総合計	291	284	286	276	266	262	-29 (△10%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 350,612	千円 △28,498	千円 18,127	% 5.1	% 4.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	4人	千円 11,816	千円 3,619	千円 2,692	千円 181,227	千円 4,532	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町（水道事業）	33.1歳	253,325円	285,400円
南伊勢町	43.2歳	307,000円	344,100円

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（水道事業）	南伊勢町（普通会計）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,135 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,425 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

南伊勢町（水道事業）	南伊勢町（普通会計）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率（2～45%）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率（2～45%）
1人当たり平均支給額 0千円 0千円 （令和5年度 支給なし）	1人当たり平均支給額 816千円 20,374千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） 支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度実績）	1,555千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	389千円
支給実績（令和4年度実績）	1,508千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	377千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	1,676千円	419,000円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	549千円	137,250円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	819千円	204,750円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円
管理職特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 1,036,873	千円 36,295	千円 627,984	% 60.6	% 49.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	64人	千円 244,024	千円 67,854	千円 92,775	千円 404,653	千円 6,323	千円 7,252

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町 (病院事業)	事務職	46.7歳	319,485円	353,685円
	医師	59.5歳	597,600円	1,608,106円
	看護師	48.4歳	314,996円	331,472円
団体平均	南伊勢町	43.2歳	307,000円	344,100円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（病院事業）		南伊勢町（普通会計）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,381 千円		1,425 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

南伊勢町（水道事業）			南伊勢町（普通会計）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
割増率(2～45%)			割増率(2～45%)		
1人当たり平均支給額 8,043千円 0千円			1人当たり平均支給額 816千円 20,374千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度実績）		4,482千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		1,491,010円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医師	16%	3人	0%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		31,513千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		492,390円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		100%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
研究手当	医師	医学研究	22,240千円	月額60万位内
夜間看護手当	看護部の職員	夜間看護業務	6,204千円	1回につき 6,000円以内
防疫手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る業務	436千円	従事した1日につき 1,000円
特殊診療手当	往診、待機	往診、待機 エンゼルケア	2,634千円	1回につき 規則で定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度実績）	12,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	211千円
支給実績（令和4年度実績）	15,183千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	237千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	5,901千円	245,875円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	1,415千円	235,833円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	7,539千円	119,667円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	9,003千円	1,500,500円
宿日直手当	普通会計に同じ	同	無	7,485千円	146,765円
管理職特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	18千円	18,000円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	正午から13時まで

(2) 休暇制度

- ・年次休暇制度 1年（暦年）20日間
- ・病気休暇 病気療養に必要な期間（90日以内）
- ・特別休暇 結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等
- ・介護休暇 家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）無給

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年）（単位：人）

区分	免職	降任	休職	合計
町長部局	0	0	1	1
教育委員会	0	0	1	1
合計	0	0	2	2

分限処分は、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

(2) 懲戒処分の状況（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局	0	0	2	1	3
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	1	3

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として、その職員に道義的責任を問う制裁措置です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

10 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務

職員は全体の奉仕者として公益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 信用失墜行為の禁止

職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはけません。

(3) 営利企業等の従事制限

職員は任命者の許可を受けなければ、営利企業等の役員を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業または事務にも従事することはできません。

令和6年4月1日現在の許可状況は以下のとおりです。

区分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営む者	0	

(4) 争議行為等の禁止

職員は、争議行為等が禁止されています。

(5) 守秘義務

職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(6) 政治的行為の制限

職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

1 1 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

研修名	受講者数（人）
ワンステップ	2
ツーステップ	7
スリーステップ	3
リーダー研修 I	2
公営企業会計研修	2
訴訟対応研修	1
情報処理研修（基礎・応用）	1
個人住民税	2
メンタルヘルス研修	1
契約事務	1
モンスタークレマーへの対応 ハードクレマー研修	3
再任用職員の心がまえ	7
複式簿記入門	4
給与実務	2
人事評価者	5
マネージャー（係長級）研修	6
リーダー（課長補佐級）研修	1
法制執務	10
選挙実務	2
税務実務（固定資産税）	2
税務実務（市町村税・個人税）	2
チラシ・パンフレットデザイン	4
三重地方行財政（実務）	2
公営企業会計	4

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。
職員の健康管理	年1回全職員の対象に定期健康診断を実施しています。

・労働安全衛生事業の決算額・・・・・・・・・1,413千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度（職員の保護、元気回復その他厚生に関する事項）を実施するために三重県市町村職員互助会に加入しています。

負担金額 給料月額×4/1000

加入者数 265人

主な事業 入院見舞金、冠婚葬祭時の給付、メンタルヘルス相談等

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方職員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。